

佐賀県告示第百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年六月二十二日から平成二十四年七月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前の幅員 メートル	延長 メートル
	区	間		
県道 伊万里有田線	伊万里市立花町字浦山九四四番二地先から 伊万里市立花町字浦山九五七番二地先まで	前	六・七	一七四・〇
		後	一六・〇	一七八・六
	伊万里市新天町字坂口二〇四番二地先から 伊万里市立花町字浦山九五七番二地先まで	前	—	—
		後	一六・七	四二一・〇